

○財務省告示第三百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十七年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	○ト ン

一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
三、六六二トン	四一一トン	二八九、八七三トン	五七四、四五九トン	二、六七二、三九六トン	三二、五五〇トン	七、九一一トン	四、一一一トン	一九、一七五トン	一五・九トン	五トン	二〇トン	五七七トン	二二、九八四トン	一五トン	〇トン

二九	一七八トン
二八	二トン
二七	七、六六七トン
二六	二、七六七トン
二五	〇トン
二四	二四トン
二三	二、七一一トン
二二	二二九トン
二一	一三、二九四トン
二〇	二六二トン
一九	六一九トン
一八	七、六五〇トン
一七	七三、三四八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該

各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	二、六七二、三九六トン
一四	五四三、七一四トン